

諮問日：令和5年5月17日（令和5年度（情）諮問第6号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第21号）

件名：高松高等裁判所における判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の不開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

判例・裁判例集に掲載される裁判に関し、その選定基準（掲載すべき裁判と掲載すべきでない裁判の別やその判定方法や選定手続き等）など、関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等のほか、その取扱いに関する事項（作業・協力等の要請・依頼、望まれる考え方姿勢等の提示・要望などを含む。）が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が、別紙記載の各文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、高松高等裁判所長官が令和5年1月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判例の選別基準等に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答である。
- 2 高松高等裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、すべて開示対象から外されていることが窺

われるので、これに関する文書の探索が不十分である。

- 3 裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松高等裁判所における裁判例も掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ない。
- 4 別件司法行政文書開示手続の理由説明書において明かされた、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書など、探索が不十分である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 高松高等裁判所は、本件開示申出の内容について、裁判所が刊行している判例又は裁判例集のうち、高松高等裁判所が事務に関わるのは高等裁判所判例集のみであり、また、刊行物以外では、ウェブサイト上に掲載している裁判例の事務を行っていることから、これらの事務を行う際に、規範としている要領・通達・事務連絡や、その事務の取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡・電子メール・J - N E Tポータル掲載文書、マニュアル及び教材の類を含む。）として整理し、探索を行ったところ、高松高等裁判所で開示済みの文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、まず、下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判例の選別基準等に関し、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答であるなどと主張する。

この点、高等裁判所判例集に掲載する裁判例の選定については各高等裁判所に置かれた各判例委員会の審議に委ねられている（判例委員会規程第1条、第2条）。また、ウェブサイトに掲載する裁判例の選定基準については、別紙記載の8の文書のとおり定められているところ、高松高等裁判所においては、当該選定基準に基づき裁判例の選定を行っており、そのほかの選定基準が記載された文書は、高松高等裁判所においては存在しなかった。

3 次に、苦情申出人は、高松高等裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものは、すべて開示対象から外されていることが窺われるので、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。

しかし、高松高等裁判所に対してされた開示申出については、通常高松高等裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当であり、本件開示申出について上記1のとおり整理したことに不合理な点はない。

4 また、苦情申出人は、裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松高等裁判所における裁判例も掲載され得る区分であるから、組織として何の目安も存在しないのは不自然であり実務上もあり得ないと主張する。

この点、高松高等裁判所は、開示申出日時点において、「行政事件裁判例集」、「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」に関する事務に関与しておらず、実際にこれらの事務に関する文書は高松高等裁判所には存在しなかった。

5 さらに、苦情申出人は、原判断が不当であることを縷々主張するが、原判断が相当であることは上記1から4までで述べたとおりであり、それらの主張はいずれも高松高等裁判所の判断を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月2日 苦情申出人から意見書（同年5月30日付け）を
收受
- ④ 同年9月22日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 高松高等裁判所は、本件開示申出の内容について、第4の1に記載のとおり整理したとのことである。令和4年7月15日付け補正書の記載に加え、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所事務総局が刊行している判例集又は裁判例集は、最高裁判所判例集、最高裁判所裁判集及び高等裁判所判例集であること、高等裁判所判例集に登載する判決等（ウェブサイト上に掲載する判決等を含む。）の選定は当該高等裁判所が行っていること、高松高等裁判所は裁判例集等を刊行していないことが認められ、これらを踏まえれば、高松高等裁判所が本件開示申出について、第4の1に記載のとおり整理したことは合理的である。そして、この整理を前提に特定された本件対象文書が本件開示申出文書に該当することについては、これを不合理とする理由もない。
- 2 苦情申出人は、下級裁判所裁判例速報以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関して目安が存在しないのは不自然であり、文書の探索が不十分であったなどと主張する。しかし、高等裁判所判例集に登載すべき裁判例の選定については各高等裁判所に置かれた各判例委員会の審議に委ねられ（判例委員会規程1条、2条）、登載すべき裁判例を選定するに当たっては、様々な考慮要素があると考えられるから、その選定について各判例委員会の審議に委ねる運用がされていることは合理的であり、苦情申出人の上記主張は採用できない。

また、苦情申出人は、高松高等裁判所が掲載の主体ではなく、あるいは最終選定事務を行っていない他庁の判例集等に関するものに関する文書の探索が不十分であるとも主張するが、高松高等裁判所に対してされた開示申出については、特別の事情のない限り、高松高等裁判所が行う事務に関する文書の開示を求めるものと解することが相当であり、本件開示申出について、特別の事情もうかがえないから、高松高等裁判所のした整理が合理的であることは前記のとおりである。

さらに、苦情申出人は、裁判所ウェブサイトにおいて「行政事件裁判例集」、
「労働事件裁判例集」及び「知的財産裁判例集」の区分についても高松高等裁判所における裁判例も掲載され得る区分であり、これに関する文書が開示されていないなどとも主張するが、最高裁判所事務総長の説明によれば、高松高等裁判所は、開示申出日時点において、上記各裁判例集に関する事務に関与することはなく、実際にこれらの事務に関する文書は高松高等裁判所には存在しなかったということであり、これを不合理とする根拠はない。

その他、苦情申出人は、別件司法行政文書開示手続の理由説明書において明かされた、裁判所組織内で稼働しているとされる「判例等登録システム」への登録業務に関する文書など、探索が不十分であるなどと主張して、開示された文書以外の文書の探索が不十分であると述べるが、高松高等裁判所において、本件対象文書のほかに、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められず、上記主張はかかる結論を左右しない。したがって、高松高等裁判所においては、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、高松高等裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

- 1 「判例委員会規程」(昭和22年最高裁判所規程第7号)
- 2 昭和22年12月17日付け総二第539号最高裁判所事務総長通達「判例集編集刊行に関する件」
- 3 昭和24年6月13日付け総二第58号最高裁判所事務総長通知「判例委員会規程の改正について」
- 4 昭和26年1月13日付け総二第3号最高裁判所総務局長依命通達「高等裁判所判例集の編集刊行について」
- 5 「高松高等裁判所判例委員会規程」(昭和63年高松高等裁判所規程第1号)
- 6 平成13年11月2日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁ホームページ掲載原稿の作成等について」
- 7 平成14年1月17日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁ホームページの「主要判決速報」のデータ投入について」
- 8 平成29年2月17日付け最高裁判所広報課長等事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」
- 9 平成31年2月27日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について」
- 10 令和元年11月20日付け最高裁判所広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等について」
- 11 令和2年2月25日最高裁判所広報課作成「裁判所ウェブサイト 判例等登録アプリケーション操作マニュアル」